

議案第 6 号

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

一般職の任期付職員の手当等の改定をする必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 5 条中「第 2 条第 1 項、」を削り、「及び第 1 6 条第 2 項」を「、第 1 6 条第 2 項及び第 1 7 条第 2 項」に改め、「、給与条例第 2 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 9 年条

例第23号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」とを削り、「任期付職員採用条例」を「瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第23号)」に、「100分の110」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の172.5」とするを「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の110」とあるのは「100分の75」と、「100分の115」とあるのは「100分の75」と、給与条例第17条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の112.5」とするに改める。

第6条中「、第12条から第14条まで及び第17条」を「及び第12条から第14条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条 略 (給与に関する特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額決定_____は、予算の範囲内で行わなければならない。(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)_____第15条の2第1項、第16条第2項及び第17条第2項の規定の適用については_____、給与条例第15条の2第1項中「第10条の2の規定に基づき指定する職員」とあるのは「第10条の2の規定に基づき指定する職員又は<u>瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第23号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>」と、給与条例第16条第2項中「100分の25」とあるの</p>	<p>第1条から第3条 略 (給与に関する特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>5 第2項の規定による号給の格付け、<u>第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)第2条第1項、第15条の2第1項及び第16条第2項_____の規定の適用については、<u>給与条例第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第23号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第10条の2の規定に基づき指定する職員」とあるのは「第10条の2の規定に基づき指定する職員又は<u>任期付職員採用条例</u>_____第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>」と、給与条例第16条第2項中「100分の110」とあるの</p>

は「100分の10」と、「100分の110」とあるのは「100分の75」と、「100分の115」とあるのは「100分の75」と、給与条例第17条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の112.5」とする。

(給与条例の適用除外)

第6条 給与条例第3条、第4条、第7条、第8条、第8条の3、第10条の2及び第12条から第14条まで _____ の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第7条 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

は「100分の167.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の172.5」とする

_____。

(給与条例の適用除外)

第6条 給与条例第3条、第4条、第7条、第8条、第8条の3、第10条の2、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第7条 略